

別 紙



小 美 玉 市

定 例 記 者 会 見 資 料

平成 23 年9 月 1 日

部 署 名 総務部 総務課

担当者名 平野 貴之

問い合わせ先(内線 1283)

題名：小美玉市議会議員一般選挙について

表題の件につきまして、別紙のとおり報告いたします。

小美玉市議会議員一般選挙について（９月１日市長報道用）

○投票日 １１月２０日（日） 告示日 １１月１３日（日）

○立候補予定者説明会 １０月１３日（木）

午後２時 市役所２階第２・第３会議室

投票時間・投票所の数等については９月２日の選挙管理委員会（定時登録時）で決定いたします。

○選挙人名簿登録者数（６月２日現在）

男 ２１，６１９人 女 ２１，１５８人 計 ４２，７７７人

○現議員の任期・・・平成１９年１２月１日～平成２３年１１月３０日

○現在の議員数 ２４人（実数２１人） → 改選後の議員定数 ２２人

前回の市議会選挙結果について（平成１９年１１月１８日執行）

○当日有権者数

男 ２１，４１２人 女 ２０，９８９人 計 ４２，４０１人

○総投票者数

男 １５，９８８人 女 １６，３０９人 計 ３２，２９７人

（７４．６７％） （７７．７０％） （７６．１７％）

立候補者数３８人 当選者数２４人

その他（平成２３年第３回小美玉市議会定例会に提案する議案）

○小美玉市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定について

◆平成１９年３月２２日改正後公職選挙法【第１４２条第１１項】（一部省略）

都道府県知事の選挙について都道府県は、市長の選挙について市は、それぞれ、政令で定める額の範囲内に準じて、条例の定めるところにより、公職の候補者のビラの作成について無料（公費負担）とすることができると規定しています。

◆小美玉市長選挙における候補者は、選挙管理委員会に契約の届出をすることにより選挙運動用ビラ（マニフェスト）を１６，０００枚分公費負担で作成できるものとします。

◆ビラの規格は、２９．７cm×２１cm（Ａ４判）以内。

◆ビラ作成単価（７円３０銭上限額）×１６，０００枚以内。

（公職選挙法施行令に準じた額です。）

○小美玉市議会議員及び小美玉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の制定について

◆公職選挙法は、市議会議員及び市長の選挙について、市は国政選挙の場合に準じて、条例の定めるところにより、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成について、それぞれ無料に（公費負担）することができると規定しています。

	公 費 負 担 の 対 象		公 費 負 担 の 限 度 額
(1) 選 挙 運 動 用 自 動 車	ア 一般運送契約 (ハイヤー等)		1日1台 64,500円×選挙運動期間（7日間） 451,500円
	イ そ の 他 の 契 約	(A) 自動車借入れ契約 (レンタル等)	1日1台 15,300円×選挙運動期間（7日間） 107,100円
		(B) 燃料の供給契約	1台 7,350円×選挙運動期間（7日間） 51,450円
		(C) 運転手の雇用契約	1日1人 12,500円×選挙運動期間（7日間） 87,500円
(2) ポ ス タ ー	ポスターの作成契約 (ポスター作成業者以外の者とのポスター作成契約は、公費負担の対象とならない。)		公費負担とするポスターの作成枚数は、 公営ポスター掲示場数×1.1 1枚の単価 511円 掲示場数（260箇所×1.1＝280）×1枚の単価 (511円) = 146,146円

詳細は議案書をご覧ください。